

放課後子供教室 よくある質問 Q&A

Q. 放課後子供教室を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A. 武蔵村山市ホームページ内の放課後子供教室のページから利用申請できます。
(ページ検索番号 1003575)
文化振興課窓口でも利用申請できます。(市役所第二庁舎2階)

Q. 一度利用申請すれば、次年度も自動更新されますか？

A. 年度ごとの利用申請が必要です。例年1月下旬ごろ、学級を通じて、次年度の利用申請についてのお便りを配布していますので、御確認ください。
※入学前の新一年生につきましては、例年、新入生保護者説明会時に、利用申請についてのお便りを配布しております。

Q. 利用申請後、実際に放課後子供教室を利用するにはどうしたらよいですか？

A. 参加に必要な連絡カードを、学級を通じてお渡しします。放課後子供教室に参加する日は、連絡カードに必ず保護者の方が押印またはサインをし、帰宅時間を記入してお子さんに持たせてください。

Q. 放課後子供教室を利用するのに、費用はかかりますか？

A. 費用はかかりません。

Q. 放課後子供教室の実施時間は何時から何時までですか？

A. 各学年の下校時刻から午後5時までです。

Q. 放課後子供教室は夏休みも実施していますか？

A. 学校給食のある日のみの実施のため、夏休み・冬休み・春休みは放課後子供教室を実施していません。また、学校により、給食実施日であっても、放課後子供教室がお休みになることもあります。あらかじめ御了承ください。

Q. 児童のお迎えは必要ですか？

- A. 児童は基本的に一人帰りです。保護者の方がお迎えをされる場合は、連絡カードの通信欄にその旨記載してください。また、お迎えは必ず放課後子供教室メインルームまでお越しください。

Q. 一度帰宅してから放課後子供教室に参加できますか？

- A. 一度帰宅した場合、放課後子供教室には参加できません。参加する日は、必ず学級から放課後子供教室に向かってください。

Q. 学童クラブと放課後子供教室の両方に登録できますか？

- A. 第三小学校、大南学園第七小学校、第八小学校、第十小学校は、教室の運営上、学童クラブと放課後子供教室のどちらかにしか登録できません。あらかじめ御了承ください。その他の学校は、学童クラブと放課後子供教室の両方に登録できます。

Q. 学童クラブと放課後子供教室の違いは何ですか？

- A. 学童クラブは保護者の方の仕事や病気などの入所条件を満たした1年生から6年生の児童が申請できます。放課後子供教室は利用条件がなく、利用申請した全ての児童が利用できます。その他、実施時間や夏休みなどの長期休業中の実施についても違いがありますが、学童クラブの申請・利用については、子ども育成課までお問い合わせください。

※放課後子供教室は、武蔵村山市教育委員会文化振興課が主催する事業です。
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

武蔵村山市文化振興課生涯学習係

住所 武蔵村山市本町一丁目1番地の1（市役所第二庁舎2階）
電話 042-565-1111（内線658）